

別 添

医薬化発第 0228001 号  
14生産第9524号  
15製化管第139号  
環 保 企 第 2 1 1 号  
環 水 土 第 3 5 号

平成15年2月28日

全国農業協同組合中央会会長 殿  
全国農薬協同組合理事長 殿  
(社)日本ドック・イト・アール協会会長 殿  
日本チェーンストア協会会長 殿  
全国商店街振興組合連合会理事長 殿  
(社)日本化学工業協会会長 殿  
(社)日本化学工業品輸入協会会長 殿  
全国化学工業薬品団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長  
農 林 水 産 省 生 産 局 生 産 資 材 課 長  
経 済 産 業 省 製 造 産 業 局 化 学 物 質 管 理 課 長  
環 境 省 総 合 環 境 政 策 局 環 境 保 健 部 企 画 課 長  
環 境 省 環 境 管 理 局 水 環 境 部 土 壤 環 境 課 農 薬 環 境 管 理 室 長

#### 非農耕地専用と称する除草剤の販売等について

今般、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく登録を受けていない非農耕地専用と称する除草剤（以下「非農耕地用除草剤」という。）が全国で販売され、これらが農作物等<sup>（注）</sup>の栽培・管理に使用されているとの事実が判明し、食の安全に万全を期す観点から、その取締りが求められたところです。

このため、今般の農薬取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第141号）による改正後の農薬取締法（以下「農薬取締法改正法」という。）により登録を受けていない農薬を農作物等の病害虫の防除のために使用することを禁止したことから、農薬取締法改正法が施行される本年3月10日以降に、非農耕地用除草剤を農作物等の栽培・管理に使用した場合には、その使用者は罰せられることとなります。

また、非農耕地用除草剤は「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」（以下「毒劇法」という。）及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）」（以下「化審法」という。）についても規制が適用される場合があります。

貴会におかれては、傘下の会員に対し、農薬取締法改正法、毒劇法及び化審法の趣旨を踏まえ、非農耕地用除草剤の販売等に当たっては、下記の点について留意するよう周知方お願いします。

（注）「農作物等」とは栽培の目的や肥培管理の程度の如何を問わず、人が栽培している植物を総称するものである。その植物の全部又は一部を収穫して利用する目的で栽培している稲、麦、かんしょ、ばれいしょ、豆類、果樹やそ菜類はもちろん、観賞用の目的で栽培している庭園樹、盆栽、花卉、街路樹やゴルフ場の芝のほか、山林樹木も含まれる。

## 記

- 1 非農耕地用除草剤の販売に当たっては、次の点に留意すること。
    - (1) 非農耕地用除草剤を農作物等の栽培・管理のために使用することは、農薬取締法改正法第11条違反となり、その使用者は罰せられることを、購入者に周知すること。
    - (2) 非農耕地用除草剤を農作物等の栽培・管理のために使用することを前提とした販売は、農薬取締法改正法第9条第1項違反となり、販売者は罰せられること。
    - (3) 非農耕地用除草剤を農薬取締法改正法第2条第1項の登録を受けている農薬と誤認させるような宣伝は、農薬取締法改正法第10条の2第1項違反となり、販売者は罰せられること。
    - (4) 非農耕地用除草剤を農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意すること。
  
  - 2 非農耕地用除草剤の製造、輸入、販売又は授与に当たっては、非農耕地用除草剤の中にはパラコート等、毒劇法における毒物又は劇物に該当するものがある場合があるので、毒物又は劇物については、毒劇法を遵守するとともに（参考資料2参照）、次の点に留意すること。
    - (1) 毒物又は劇物の譲渡にあたっては、身分証明書等により譲受人の身元（法人にあつては当該法人の事業）について十分確認を行った上で、さらに、毒物又は劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。
    - (2) 一般家庭において使用することを目的とする者に対しては、毒物又は劇物の販売を自粛し、代替品購入を勧めること。
  
  - 3 非農耕地用除草剤については、農作物等の栽培・管理と関係なく使用され農薬取締法改正法第1条の2に規定する農薬に該当しないものについては、化審法第40条に基づく適用除外の対象とはならず、化審法に基づく規制が適用される場合がある。したがって、化審法の規制の適用の有無に十分注意し、同法が適用される場合にはこれを遵守すること。
- (参考資料1) 農薬取締法改正法の関係条文（抜粋）  
(参考資料2) 毒劇法上の適正な取扱いについて

## 改正農薬取締法の関係条文（抜粋）

## （定義）

- 第一条の二 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。
- 2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

## （農薬の登録）

- 第二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない

## （製造者及び輸入者の農薬の表示）

- 第七条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れなくて販売する場合にあつてはその包装）に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

## （販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等）

- 第九条 販売者は、容器又は包装に第七条（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第十一条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

## （使用の禁止）

- 第十一条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第二条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 一 容器又は包装に第七条の規定による表示のある農薬（第九条 第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）
  - 二 特定農薬

### 毒劇法上の適正な取扱いについて

毒物又は劇物の製造、輸入、販売又は授与にあたっては次の事項を遵守することが必要である。

- 1 毒劇法第 3 条に基づき、登録を受けることが必要であること。
- 2 毒劇法第 11 条第 1 項に基づき、貯蔵陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、鍵をかける設備等のある堅固な設備とするとともに、盗難防止のため敷地境界線から十分隔離するか、又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること等の盗難・紛失防止措置を講じていること。
- 3 毒劇法第 12 条に定められた毒物又は劇物の容器及び貯蔵・陳列場所に対する表示が必要であること。
- 4 毒物又は劇物の譲渡にあたっては、毒劇法第 14 条に定められた手続を遵守すること。
- 5 毒物又は劇物の交付にあたっては、毒劇法第 15 条に定められた手続等を遵守すること。
- 6 毒劇法施行令第 40 条の 9 で定める毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報 (MSDS) を譲受人に対し提供すること。